

## 【11】 柔 道 競 技

1. 期 日 平成30年8月12日(日) 午前9時30分  
 2. 会 場 七尾市 七尾市武道館柔道場  
 (七尾市小島町西部5番地 Tel0767-52-7687)

### 3. 区分及び参加人員

区 分		監 督	コ ー チ	選 手	合 計	
正式競技	一般の部	男子	1	1	8	10
	壮年の部	男子	1	1	6	8

※壮年の部の選手は、37歳以上とする。

### 4. 競技上の規定及び方法

- (1) 試合は、一般の部5人制、壮年の部3人制で点取り方式による団体戦で行う。
- (2) 選手の配列は、大将より高段者順とし、各試合毎にオーダーの変更ができる。
- (3) 試合は、国際柔道連盟試合審判規定で実施し、優勢勝ちの判定基準は「僅差」以上があったときとし、得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。  
※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
- (4) 試合時間は予選、決勝とも3分とする。
- (5) 試合方法
  - ア 予選は、一般の部・壮年の部とも2ブロックでのリンク方式で行う。  
 (なお、壮年の部においては、参加チーム数によってリーグ戦もありうる)  
 決勝は、一般の部・壮年の部ともトーナメント戦とする。
  - イ (一般の部) 決勝トーナメント進出は、各ブロックの上位4チームとする。  
 (壮年の部) 決勝トーナメント進出は、各ブロックの上位2チームとする。
  - ウ 決勝トーナメント戦の対戦は、予選の順位を考慮し、決定する。
- (6) 勝ちチームの決定は、以下の順で行う。
  - ア 両チーム間で勝数の多い方を勝ちとする。
  - イ アにおいて同数の場合は、勝ちの内容によって決定する。
  - ウ 予選においてア・イが同内容の場合は、「引分」とする。
  - エ 決勝トーナメントにおいてア・イが同内容の場合は、代表1名による代表戦を行い、得点差がない場合は延長戦(ゴールデンスコア 2分)により、勝敗を決する。
- (7) 予選(リンク方式又はリーグ戦)における順位決定は、以下の順で行う。
  - ア 全試合における勝ち、引き分け、負けの率による。
  - イ アにおいて同じ場合は、勝ち点の合計による。
  - ウ イにおいて同等の場合は、勝ち点の内容により決定する。
  - エ ウにおいて同等の場合は、負け数とその内容により決定する。
  - オ エにおいて同等の場合は、抽選によって決勝への出場を決定する。
- (8) 出場者は、柔道衣に所属(市町)を示すゼッケンを縫い付けること。
  - ア 苗字(姓)は上側2/3、市町名は下側1/3とする。
  - イ 書体は、太いゴシック(または楷書)で黒色とする。
  - ウ サイズは縦25cm~30cm、横30cm~35cmの規定の大きさとする。
  - エ ゼッケンのない選手は、試合に出場できない。
- (9) 試合当日の選手変更は、一切認めない。

## 5. 参加資格、選手の年齢基準

総則9に定めるもののほか、次による。

- (1) 選手の年齢は、一般の部は、年齢制限なし。
- (2) 一般の部、壮年の部の両方にエントリーすることはできない。
- (3) 大学・専門学生の出場は、一般の部2名以内とする。
- (4) 選手の段位は5段以下とし、大会期日3ヶ月前以前から当該市町に居住している者。
- (5) 県外大学生・専門学生、過去5年間全日本柔道選手権大会ブロック(地区)予選出場経験者は、出場できない。

## 6. 成績採点方法及び表彰

総則10及び11に定めるところによる。

- (1) 一般の部の決勝トーナメント戦の1回戦敗者は5～8位、準決勝敗者は3～4位として順位決定戦は行わず、同順位として得点を配分する。
- (2) 壮年の部の3位・4位の順位決定戦は行わず、準決勝敗者に同順位として得点を配分する。また、ブロック3位のチームを5位・6位とし、順位決定戦は行わず、同順位として得点を配分する。但し、予選がリーグ戦になった場合は、出場チームの順位をすべて決定し、得点を与える。

## 7. 参加申込方法

総則12に定めるところによる。

## 8. その他

### (1) 抽選基準

一般の部・壮年の部ともに昨年度の1位、2位を予選においてブロックを分ける。

### (2) 試合方法

申し込み後(抽選会終了後)に、棄権チームが出た場合は、決勝トーナメント出場に関するの公平さを保つため、棄権チームを除き、残りのチームを番号の小さいほうに詰め予選リンクの対戦を組みなおし、試合を実施する。

### (3) 審判員

参加チームは必ず帯同審判員1名を選出し、派遣すること。